

ケアハウス利用料

利用料は厚生労働省が定める基準による

- 入居者利用料（月額 一人部屋…… 75,230円（年収150万円以下の方）
 ※入居者の年間収入により、14区分します。
 冬期加算1,960円（11月～3月）
 自室の電気・水道・電話代は自己負担となります。
- 入居一時金 入居時、入居一時金として一人100万円を預かります。
 （20年均等償却で未経過分は返還）
- 分割方法 入居一時金を預託しない場合は管理費（月額）が25,000円になります。
 従って下記の合計（月額）に5,000円を加えた額になります。
 ※21年目以降は5,000円減額となります。

事務費徴収額表（月額）

単位 円

No.	対象収入による階層区分	事務費（月額）	生活費（月額）	管理費（月額）	合計（月額）
1	1,500,000 以下	10,200	45,030	20,000 (5,000) ()は、 入居一時金月 払	75,230
2	1,500,001 ～ 1,600,000	13,300			78,330
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,400			81,430
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,500			84,530
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,600			87,630
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,700			90,730
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,800			95,830
8	2,100,001 ～ 2,200,000	36,000			101,030
9	2,200,001 ～ 2,300,000	41,200			106,230
10	2,300,001 ～ 2,400,000	46,300			111,330
11	2,400,001 ～ 2,500,000	51,500			116,530
12	2,500,001 ～ 2,600,000	58,700			123,730
13	2,600,001 ～ 2,700,000	65,900			130,930
14	2,700,001 以上	69,300			134,330

○対象収入とは、前年の収入から租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入です。

○利用料は、毎月所定日に納入していただきます。